

## 大学情報データベースの構築と平成16年度からの大学評価について

### 認証評価（大学等の質の保証等）について

機関別認証評価（国公立大学、高等専門学校）

専門分野別認証評価（法科大学院などの専門職大学院）

- ・ 認証評価機関が、自ら定める評価基準に基づいて、大学等を定期的に評価することにより、大学等の教育研究活動等の質を保証する。
- ・ 評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てる。
- ・ 大学等の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

### 国立大学法人評価（国立大学の教育研究、大学共同利用機関の研究）について

- ・ 国立大学法人評価は、教育研究活動の中期目標等に対する業績評価の性格を持つ。
- ・ 評価を通じて国立大学等の個性の伸長や教育研究の質的充実に資する。公共的な機関としての国立大学等の社会に対する説明責任を果たす。
- ・ 大学評価・学位授与機構は、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、国立大学等の教育研究について評価を行う。

### 大学評価とデータベース構築について

『大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方について〔中間まとめ〕』（平成15年8月15日 大学評価学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議）（概要抜粋）

- ・ 認証評価と国立大学法人評価とは、基礎となる法律（学校教育法と国立大学法人法）が異なり、それぞれ個別のものである。
- ・ これまでに蓄積された評価のノウハウ等を生かしつつ、試行段階における評価の基本的な考え方等については、今後の評価に反映させていくことを基本とすべきである。
- ・ 国立大学法人等においては、中期目標・中期計画の達成状況の評価に併せ、同時に機構の機関別認証評価を受けることを希望する場合があることが考えられることから、そのような大学等の負担を軽減するために、両者の評価において手続きや評価項目など共通化できる部分は共通化するなどの工夫を行うことが必要である。
- ・ 大学情報データベースの構築に当たっては、各大学等と連携協力していくことが必要であり、機構は、評価に必要となると予想されるデータを分析・整理し、データ構造を明らかにするなど、構築するデータベースの設計内容を公開し、各大学等のデータベース構築・整備に資することが必要である。